

〇二松学舎大学クラブ連合会会則

第1章 総 則

第1条 本会は二松学舎大学クラブ連合会と称し、その下に文化クラブ連合会及び体育連合会を置き、本学、部・同好会・愛好会に所属する学生全員を以ってこれを組織し、事務所を千代田区三番町六番地、及び千葉県柏市大井2590二松学舎大学内に置く。

第2条 本会は学問・文化・芸術・体育の活動を通じて学生生活の充実を計り、学問・文化・芸術・体育の向上に寄与することを目的とする。

第2章 機 構

第3条 本会はその円滑な運営のため左記の機関を設ける。

- ・クラブ総会
- ・合同部長会議
- ・文化クラブ連合会執行部
- ・体育連合会執行部
- ・リーダーズ・キャンプ
- ・その他必要に応じて作られる会

第1節 クラブ総会

第4条 クラブ総会は、本会の最高議決機関とする。

第5条 クラブ総会は、左記の場合、文化クラブ連合会、体育連合会両委員長によって招集開会される。

- ・年度定期大会(前期・後期各1回)
- ・合同部長会議、若しくは文化クラブ連合会、体育連合会両委員長の合意に基づく場合

第6条 クラブ総会は本学、部・同好会・愛好会に所属する学生全員をもって構成する。
(但し、サークルはその傍聴のみ認める。)

第7条 クラブ総会は、クラブ執行部に提出された部員名簿の3分の2以上の出席をもって成立とする。
(委任状も含める。)

※後期クラブ総会前までに部員名簿の異同が生じた場合は、クラブ執行部に届け出ること。

第8条 クラブ総会においては、少なくとも次の事項を審議・決定する。

- ・新年度クラブ執行部役員の紹介
- ・リーダーズ・キャンプでの決定事項の報告
- ・前年度会計監査報告

第9条 クラブ総会における議題は、クラブ総会の10日以上前までに文書で、クラブ執行部に提出されたものを7日前までに行なわれる合同部長会議において公布されたものに限る。

第10条 クラブ総会における発言権及び議決権は部・同好会・愛好会に所属する学生がこれを有す。

第11条 クラブ昇降格に関する議題においては、当該部の議決権はこれを有さない。

- ・昇格の決定においては、クラブ総会において議決される。
- ・昇格の決定においては、リーダーズ・キャンプにおいて議決される。
- ・クラブ自ら降格希望願提出、他団体から提出いずれも降格願の決定はクラブ総会において

議決される。

- ・クラブ自ら降格希望願提出、他団体から提出いずれも降格願の決定はリーダーズ・キャンプにおいて議決される。

第12条 クラブ総会における議決は、2分の1以上の賛成をもって成立とする。(但し、クラブ昇降格及び新規加盟に関しては、3分の2以上の賛成をもって成立とする。)

第2節 合同部長会議

第13条 合同部長会議は、リーダーズ・キャンプに次ぐ議決機関とする。

第14条 合同部長会議は、各部・同好会・愛好会の責任者1名及びクラブ執行部をもって構成する。

第15条 合同部長会議は、次の場合開かれる。

- ・文化クラブ連合会、体育連合会両委員長の合意に基づく場合
- ・部・同好会・愛好会の責任者が、全ての部・同好会・愛好会の過半数を越える連署をもって要請した場合
- ・学年暦に係る行事(主に合発・学舎祭・体育祭等)の協議について両委員長が召集した場合

(クラブ執行部で原案作成、合同部長会議に提案、審議の後大学側に依頼)

第16条 削 除

第17条 合同部長会議における議決は出席者の2分の1以上の賛成をもって成立とする。

※合同部長会議は全クラブの3分の2以上の出席をもって成立とする。(委任状も含める)

第3節 文化クラブ連合会執行部

第18条 文化クラブ連合会執行部の構成は次の通りとする。

- ・委員長(3年生1名)
 - ・副委員長(両方の事務所より各1名)
 - ・渉外委員長(3年生1名、必要に応じて補佐を置くことがある。)
 - ・渉外(若干名)
 - ・会計(3年生1名、必要に応じて補佐をおくことがある。)
 - ・書記(3年生1名、必要に応じて補佐をおくことがある。)
- (但し人数不足時はその限りではない)
- ・委員長、及び各委員は新年度以前に開かれるリーダーズ・キャンプに於いて選出する。
 - ・委員長、及び各委員は、リーダーズ・キャンプ開催時の委員長による任命とする。

第19条 委員長及び各委員の任期は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

第4節 体育連合会執行部

第20条 体育連合会執行部の構成は次の通りとする。

- ・委員長(3年生1名)
- ・副委員長(両方の事務所より各1名)
- ・渉外委員長(3年生1名、必要に応じて補佐を置くことがある。)

- ・渉外(若干名)
- ・会計(3年生1名、必要に応じて補佐をおくことがある。)
- ・書記(3年生1名、必要に応じて補佐をおくことがある。)
(但し人数不足時はその限りではない)
- ・委員長、及び各委員は新年度以前に開かれるリーダーズ・キャンプに於いて選出する。
- ・委員長、及び各委員は、リーダーズ・キャンプ開催時の委員長による任命とする。

第21条 委員長及び各委員の任期は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

第5節 リーダーズ・キャンプ

第22条 リーダーズ・キャンプは、クラブ総会に次ぐ議決機関とする。(但し、後期クラブ総会に於いて保留とされた件に関しては、クラブ総会にかわる最高議決機関とする。)

第23条 リーダーズ・キャンプは、各部・同好会・愛好会相互の親睦を計り、新年度の総計画を立てる。

第24条 リーダーズ・キャンプは、新年度以前に開かれる。

第25条 リーダーズ・キャンプは、文化クラブ連合会・体育連合会両委員長により招集される。

第26条 リーダーズ・キャンプは、原則として、各部・同好会・愛好会より、会計を含む代表者4名、及びクラブ執行部を以って構成する。

第27条 リーダーズ・キャンプにおいては最低次の項に関して審議決定する。

- ・各部・同好会・愛好会の年度活動報告
- ・各部・同好会・愛好会の新年度活動方針
- ・各部・同好会・愛好会の会計報告
- ・クラブ総会において保留とされた議案
(部・同好会・愛好会の昇降格に関する件等)
- ・その他問題事項に関する件

第28条 クラブ昇降格に関する議題においては、当該部の議決権はこれを有さない。

- ・昇格の決定においては、クラブ総会において議決される。
- ・昇格の決定においては、リーダーズ・キャンプにおいて議決される。
- ・クラブ自ら降格希望願い提出、他団体から提出いずれも降格願いの決定はクラブ総会において議決される。
- ・クラブ自ら降格希望願い提出、他団体から提出いずれも降格願いの決定はリーダーズ・キャンプにおいて議決される。

第29条 リーダーズ・キャンプにおける議決は2分の1以上の賛成をもって成立とする。(但しクラブ昇降格に関しては、3分の2以上の賛成をもって成立とする。)

第3章 予算

第30条 クラブ連合会の新年度予算はクラブ執行部に委ねリーダーズ・キャンプに於いて検討された結果前期クラブ総会において発表する。

第31条 各部・同好会・愛好会への配当金の配分は原則として年1回とする。

第32条 会計監査は年1回としその任はクラブ執行部があたる。

会計監査において不明瞭と判断された領収証が存在した場合、その金額は学生会費に返還されるものとする。

第4章 補則

第33条 本会則中の部・同好会・愛好会とは次のものをいう。

- ・部とは、活動が本会加盟以来3年以上を必要とする。
- ・同好会とは、活動が本会加盟以来2年以上を必要とする。
- ・愛好会とは、本会加盟を必要とする。

第34条 本会加盟に関しては左記に定める。

- 一、本会会則第2条の目的に合致していること。
- 一、新規加盟の決定は、クラブ総会において議決される。

第35条 本会所属の部・同好会・愛好会が本会を脱会する場合は当該年度の配当金を10日以内に一括してクラブ執行部に返還しなければならない。

- ・本会脱会の決定についてはクラブ総会において議決される。

第36条 本会会則第2条の目的に反し、又は、本会運営に支障をきたすと合同部長会議において全会一致で認められた場合当該部・同好会・愛好会は本会より除名処分にされる。

(なお、配当金に関しては35条に準ずる。)

- ・緊急事態(顧問欠員等)の場合発覚により10日以内に文体連委員長あてにその旨提出の後、合同部長会議にかけられる。

第37条 本会則の改廃はクラブ執行部が原案を作成し、クラブ総会に提案され、審議し、決定をみなければならない。

第38条 本会則は昭和56年5月11日より施行される。

第39条 本会運営に支障をきたすクラブに対して文化クラブ連合会委員長、体育連合会委員長の権限により訓告を下すことができる。

《注意について》

- ・会計および金銭について、提出日より遅れた場合、注意処分とする。
- ・会計および金銭について、提出物遅延の連絡があっても指定された日に遅れた場合、注意処分とする。
- ・書き直し等を考え、委任状の提出期限を会議の二日前にする。それに遅れた場合、注意処分とする。
- ・委任状を会議の当日や後日提出に来た場合、注意処分とする。
- ・不適切な理由で、合同部長会議および総会を途中退出した場合、注意処分とする。
- ・無断で合同部長会議および総会を欠席した場合、注意処分とする。
- ・合同部長会議および総会において、妨害行為を行

平成9年6月7日 改正
平成10年12月6日 改正
平成15年4月25日 改正
平成22年2月6日 改正
令和7年2月1日 改正

った場合、注意処分とする。

- ・学校からの苦情は、注意処分とする。
- ・以上の規定に定めていなくても、注意に値すると思われるものは、注意処分とする。

《警告について》

- ・会計関連の問題(援助金の不正利用等)が発生した場合は、警告処分とする。
- ・リーダーズキャンプを無断で欠席した場合は、警告処分とする。
- ・以上の規定に定めていなくても警告に値すると思われるものは、警告処分とする。

《処分について》

- ・注意三回につき、警告一回とする。警告一回につき、次年度クラブ援助金減額処分とする。
- ・警告三回につき、来年度、降格処分とする。
- ・クラブ援助金の減額部 40%減
同好会 20%減 愛好会 10%減
※警告2回は、部活80%減、同好会40%減、愛好会20%減となる。

《注意・警告の蓄積期間》

- ・1年間(1月1日から12月31日まで)

《蓄積数・処分の発表》

注意・警告処分にあたると判断された場合、文書とメールにて各団体に通知する。

注意・警告の蓄積数の発表は、前後期合同部長会議、クラブ総会にて行う。

処分の発表はリーダーズキャンプで行う。

学則に違反し、校内の風紀を乱し、二松学舎大学の名誉を著しく傷付けるなど問題行為が認められた場合、即時降格処分とする。

第40条 新規加盟団体は、加盟後1ヶ月以内に部印を作成すること。

《新規加盟の手順》

- 1 本会会則第34条の条件をみたく
- 2 合同部長会議用書類作成(クラブ執行部手助けあり)
- 3 合同部長会議へ新規加盟願い提出
- 4 合同部長会議にて審議(対象団体出席)
- 5 クラブ総会用書類作成(クラブ執行部手助けあり)
- 6 クラブ総会にて審議(対象団体出席)

第41条 団体が廃部する際は、速やかに廃部届をクラブ執行部に提出しなければならない。

第42条 団体の昇降格に際し、当該団体はその地位にそぐわない団体名である場合は、団体名の改名を義務付ける。

昭和56年5月11日 制定

昭和56年5月28日 改正

昭和56年11月17日 改正

昭和56年11月21日 改正

平成3年2月12日 改正

平成4年2月12日 改正

平成6年2月10日 改正

平成7年2月9日 改正